

平成 24 年 2 月 9 日

各位

会社名 アンジェス MG 株式会社
代表者 代表取締役社長 山田 英
(コード番号 4563 東証マザーズ)
問合せ先 副社長執行役員 村山 正憲
電話番号 03-5730-2480

当社取締役に対する発明譲渡対価返還請求および特別損失の発生に関するお知らせ

当社は、当社取締役である森下竜一氏（住所：大阪府吹田市、以下、「森下氏」といいます。）に対する契約の無効及び当該契約に基づき支払った発明対価に関しその返還を求める方針について本日開催の当社取締役会において決議するとともに、当該債権について以下のとおり取立不能又は遅延のおそれ及び特別損失が発生いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 契約無効の経緯及びそれに伴う返還請求・取立遅延の経緯

当社は、平成 23 年 10 月に当該森下氏より発明（発明の名称:HGF 遺伝子からなる医薬、およびこれに基づく優先権を主張した国内外の特許および特許出願、以下「本件発明」といいます。）について、発明者としての対価の支払いを受けたい旨の申し入れを受けました。

本件発明は、平成 12 年 9 月 1 日に当社が譲り受けたものでありますが、森下氏より譲り受け元（以下「同社」といいます。）と森下氏との間の発明譲渡契約書が存在せず、発明者の権利を根拠として、本件発明の保有者である当社に対価の請求がなされたものであります。

当社としては、当社の主力品であるコラテジェンにおける本件発明の重要性を鑑み、本件発明に係る権利の安定化を図るため、森下氏が本件発明に関する一切の請求権を放棄することを条件に「発明に関する契約」を締結し、総額 75,000 千円（以下「本件対価」といいます。）の支払を実施いたしました。

その後、当社平成 23 年 12 月期決算におきまして平成 24 年 2 月に、同社と森下氏の間で発明譲渡契約書が存在していたことが判明いたしました。当社は、「発明に関する契約」に基づく対価支払いの前提条件となる同社との発明譲渡契約書の不存在という事由を欠くため、当該契約は無効であると判断いたしました。従って支払い済みの本件対価について、取締役会として森下氏に対して本件対価の返還を求める方針を決議し、長期未収入金として計上しております。

しかしながら、森下氏の回収可能性に鑑み、本平成 23 年 12 月期において取立不能又は遅延見込額 75,000 千円を貸倒引当金繰入額として特別損失に計上いたしました。

2. 森下氏に対する債権の種類および金額並びに特別損失の内容

① 森下氏に対する債権の種類および金額

長期未収入金 75,000 千円 (平成 23 年 12 月 31 日現在)

② 特別損失の内容

貸倒引当金繰入額 75,000 千円

3. 業績に与える影響

この度の特別損失が業績に与える影響については、本日同時に開示しております「平成 23 年 12 月期決算短信」をご参照下さい。

4. 今後の見通し

上記債権額は担保等により保全がなされておらず、森下氏の資産状況から早期の回収は困難であるとみなし平成 23 年 12 月期決算において貸倒引当金を計上しておりますが、当該債権を放棄せず、当社は引き続き長期未収入金の全額回収に努めてまいります。

株主・投資家の皆様ほか多くの関係者の皆様にご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上